

府政共生第351号  
26文科初第199号  
雇児発0430第1号  
平成26年4月30日

各 都 道 府 県 知 事  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会  
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長 殿  
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会  
附属幼稚園を置く各国立大学法人の長

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

武川光夫

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長

前川喜平

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

石井淳子

(印影印刷)

幼保連携型認定こども園教育・保育要領の告示の公示について（通知）

このたび、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「認定こども園法一部改正法」という。）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「新認

定こども園法」という。)第10条第1項に基づき、内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号をもって、別添のとおり、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(以下「教育・保育要領」という。)を公示し、認定こども園法一部改正法の施行の日より施行することとしました。

教育・保育要領は、教育基本法(平成18年法律第120号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び新認定こども園法に示された教育及び保育の目的や目標の達成を目指し、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会の下に設置された認定こども園教育専門部会及び社会保障審議会児童部会の下に設置された認定こども園保育専門委員会の合同の検討会議の平成26年1月16日の報告(以下「報告」という。)を踏まえ、策定されたものです。

教育・保育要領の策定の概要等は下記のとおりですので、各位におかれては、十分御了知いただき、指定保育士養成施設を含め、管内・域内の関係者に遅滞なく周知するなど、その実施に遺漏のないよう御配慮願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

また、本通知は、関係資料と併せて内閣府の子ども・子育て支援新制度ホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

## 記

### 1. 策定の概要

#### (1) 基本的な考え方

教育・保育要領は、学校と児童福祉施設の両方の位置付けを持つ幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項として、報告を踏まえ、次の方針に基づき策定したものであること。

- ① 幼稚園教育要領(平成20年文部科学省告示第26号)及び保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)との整合性
  - ・ 幼稚園教育要領及び保育所保育指針において、環境を通して行う教育及び保育が基本とされていることを踏まえ、幼保連携型認定こども園においても環境を通して教育及び保育を行うことを基本としたこと。
  - ・ 教育及び保育のねらいや内容等については、健康、人間関係、環境、言葉、表現の五つの領域から構成するものとしたこと。
- ② 小学校教育との円滑な接続
  - ・ 幼保連携型認定こども園における教育及び保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生

活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにしたこと。

- ・ 幼保連携型認定こども園の園児と小学校の児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど連携を通じた質の向上を図るものとしたこと。

③ 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

- ・ 0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達の連続性を考慮して展開していくものとしたこと。
- ・ 園児の一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した園児の在園時間の長短、入園時期や登園日数の違いを踏まえ、一人一人の状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫をするものとしたこと。特に、入園及び年度当初は、生活の仕方やリズムに十分に配慮するものとしたこと。
- ・ 教育及び保育の環境の構成の工夫について、満3歳未満の園児と満3歳以上の園児それぞれ明示したこと。

(2) 基本的な枠組み

教育・保育要領の構成は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性を確保する観点から、以下のとおりとしたこと。

第1章 総則

- ・ 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標  
(主に幼稚園教育要領・保育所保育指針に基づき規定)
- ・ 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成  
(主に幼稚園教育要領・保育所保育指針に基づき規定)
- ・ 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項  
(今回新たに規定)

第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項

- ・ ねらい及び内容 (主に幼稚園教育要領・保育所保育指針に基づき規定)
- ・ 保育の実施上の配慮事項 (主に保育所保育指針に基づき規定)

第3章 指導計画作成に当たって配慮すべき事項

- ・ 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項  
(主に幼稚園教育要領・保育所保育指針に基づき規定)

(3) 五つの領域のねらいや内容等に加え、規定した主な内容等

幼稚園教育要領及び保育所保育指針と同様の五つの領域のねらいや内容等に加え、以下の主な内容等を規定したこと。

- ① 発達や学びの連続性に関する事
- ② 養護に関する事
- ③ 乳児期の園児の保育に関する事
- ④ 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関する事
- ⑤ 健康及び安全に関する事
- ⑥ 特別支援教育や障害児保育に関する事
- ⑦ 子育ての支援に関する事
- ⑧ 家庭や地域社会との連携に関する事

## 2. 留意事項

### (1) 趣旨の周知のための取組等

教育・保育要領の趣旨が各幼保連携型認定こども園において実現するためには、各幼保連携型認定こども園の関係者が教育・保育要領の趣旨や内容についての理解を深める必要がある。このため、内閣府・文部科学省・厚生労働省では、平成26年度に全国を対象とした中央説明会の開催など、集中的に周知・徹底を図ることとしており、各位におかれても、説明会や研修会を開催するなど、周知・徹底を図ることとされたいこと。その際、説明会等の対象については、幼保連携型認定こども園の保育教諭等のみならず、幼稚園の教職員、保育所の職員及び小学校の教職員も含めることを検討されたいこと。

また、教育・保育要領は大綱的な基準であることから、その記述や解釈などの詳細については、内閣府・文部科学省・厚生労働省が作成・公表する教育・保育要領解説において説明することを予定している。このため、教育・保育要領解説を活用して、保育教諭等が教育・保育要領についての理解を深められるよう周知・徹底を図られたいこと。

なお、指定保育士養成施設におかれては、教育・保育要領解説の積極的な活用を図られたいこと。

### (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における教育及び保育

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置者は、当該施設において教育又は保育を行うに当たっては、教育・保育要領を踏まえて行わなければならないこと。(新認定こども園法第6条関係)

[参考] 内閣府 子ども・子育て支援新制度ホームページアドレス

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/index.html>

(内閣府ホーム > 共生社会政策トップ > 少子化対策 / 子ども・子育て支援新制度)

本件担当：

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

TEL：03-3581-1403

FAX：03-3581-0992

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL：03-5253-4111（代表）内線 2376

FAX：03-6734-3736

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（代表）内線 7919

FAX：03-3595-2674

府政共生第351号  
26文科初第199号  
雇児発0430第1号  
平成26年4月30日

教員養成の課程を置く  
各国公私立大学長 殿  
各指定教員養成機関の長

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）  
武川光夫

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長  
前川喜平

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
石井淳子

(印影印刷)

幼保連携型認定こども園教育・保育要領の告示の公示について（通知）

このたび、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「認定こども園法一部改正法」という。）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「新認

定こども園法」という。)第10条第1項に基づき、内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号をもって、別添のとおり、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(以下「教育・保育要領」という。)を公示し、認定こども園法一部改正法の施行の日より施行することとしました。

教育・保育要領は、教育基本法(平成18年法律第120号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び新認定こども園法に示された教育及び保育の目的や目標の達成を目指し、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会の下に設置された認定こども園教育専門部会及び社会保障審議会児童部会の下に設置された認定こども園保育専門委員会の合同の検討会議の平成26年1月16日の報告(以下「報告」という。)を踏まえ、策定されたものです。

教育・保育要領の策定の概要等は下記のとおりですので、十分に御了知いただき、その趣旨が十分達成されるよう教員養成の上でも格別の御配慮をお願いします。

なお、本通知は、関係資料と併せて内閣府の子ども・子育て支援新制度ホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

## 記

### 1. 策定の概要

#### (1) 基本的な考え方

教育・保育要領は、学校と児童福祉施設の両方の位置付けを持つ幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項として、報告を踏まえ、次の方針に基づき策定したものであること。

- ① 幼稚園教育要領(平成20年文部科学省告示第26号)及び保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)との整合性
  - ・ 幼稚園教育要領及び保育所保育指針において、環境を通して行う教育及び保育が基本とされていることを踏まえ、幼保連携型認定こども園においても環境を通して教育及び保育を行うことを基本としたこと。
  - ・ 教育及び保育のねらいや内容等については、健康、人間関係、環境、言葉、表現の五つの領域から構成するものとしたこと。
- ② 小学校教育との円滑な接続
  - ・ 幼保連携型認定こども園における教育及び保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにしたこと。
  - ・ 幼保連携型認定こども園の園児と小学校の児童の交流の機会を設けた

り、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど連携を通じた質の向上を図るものとしたこと。

③ 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

- ・ 0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達の連続性を考慮して展開していくものとしたこと。
- ・ 園児の一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した園児の在園時間の長短、入園時期や登園日数の違いを踏まえ、一人一人の状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫をするものとしたこと。特に、入園及び年度当初は、生活の仕方やリズムに十分に配慮するものとしたこと。
- ・ 教育及び保育の環境の構成の工夫について、満3歳未満の園児と満3歳以上の園児それぞれ明示したこと。

(2) 基本的な枠組み

教育・保育要領の構成は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性を確保する観点から、以下のとおりとしたこと。

第1章 総則

- ・ 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標  
(主に幼稚園教育要領・保育所保育指針に基づき規定)
- ・ 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成  
(主に幼稚園教育要領・保育所保育指針に基づき規定)
- ・ 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項  
(今回新たに規定)

第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項

- ・ ねらい及び内容 (主に幼稚園教育要領・保育所保育指針に基づき規定)
- ・ 保育の実施上の配慮事項 (主に保育所保育指針に基づき規定)

第3章 指導計画作成に当たって配慮すべき事項

- ・ 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項  
(主に幼稚園教育要領・保育所保育指針に基づき規定)

(3) 五つの領域のねらいや内容等に加え、規定した主な内容等

幼稚園教育要領及び保育所保育指針と同様の五つの領域のねらいや内容等に加え、以下の主な内容等を規定したこと。

- ① 発達や学びの連続性に関すること
- ② 養護に関すること
- ③ 乳児期の園児の保育に関すること



- ④ 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関する事
- ⑤ 健康及び安全に関する事
- ⑥ 特別支援教育や障害児保育に関する事
- ⑦ 子育ての支援に関する事
- ⑧ 家庭や地域社会との連携に関する事

## 2. 留意事項

### (1) 趣旨の周知のための取組等

教育・保育要領の趣旨が各幼保連携型認定こども園において実現するためには、各幼保連携型認定こども園の関係者がその趣旨や内容についての理解を深める必要がある。このため、内閣府・文部科学省・厚生労働省では、平成26年度に全国を対象とした中央説明会の開催など、集中的に周知・徹底を図ることとしていること。

また、教育・保育要領は大綱的な基準であることから、その記述や解釈などの詳細については、内閣府・文部科学省・厚生労働省において、教育・保育要領の解説を作成することを予定しており、教育・保育要領解説の積極的な活用を図られたいこと。

### (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における教育及び保育

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置者は、当該施設において教育又は保育を行うに当たっては、教育・保育要領を踏まえて行わなければならないこと。(新認定こども園法第6条関係)

[参考] 内閣府 子ども・子育て支援新制度ホームページアドレス

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/index.html>

(内閣府ホーム > 共生社会政策トップ > 少子化対策 / 子ども・子育て支援新制度)

本件担当：

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

TEL：03-3581-1403

FAX：03-3581-0992

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL：03-5253-4111（代表）内線 2376

FAX：03-6734-3736

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（代表）内線 7919

FAX：03-3595-2674